第八十九条の三第七項を同条第十三項とし、同条第六項を同条第十二項とし、同条第五項の次に次の六項を加える。

6　第一項の規定に該当する揮発油の移入をした同項に規定する場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該揮発油につき、当該移出をした日の属する月分の揮発油税法第十条第一項の規定による申告書に当該揮発油の移出に関する明細書を添付し、かつ、政令で定めるところにより、当該揮発油が第一項に規定する用途に供される揮発油に該当すること及び当該揮発油が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、第二項の規定にかかわらず、第一項の規定を適用する。

一　当該揮発油を移出した者と当該揮発油を当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所

二　前号の規定に該当するもののほか、当該揮発油の製造者が移出する当該揮発油が継続して移入される場所で、当該製造者が、政令で定めるところにより、当該移出をする製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの

7　第四項において準用する揮発油税法第十四条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定するみなし揮発油を継続して移入する場所であり、かつ、当該揮発油を移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。

8　第六項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

9　税務署長は、第六項第二号又は第七項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

10　第六項第二号又は第七項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

11　第六項から前項までに定めるもののほか、第六項又は第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十九条の四第一項中「手続」を「ところ」に改め、同条第四項中「第十四条の二第二項」を「第十四条の三第二項」に、「第十四条の二第七項」を「第十四条の三第七項」に改め、同条第五項中「前条第六項及び第七項」を「前条第十二項及び第十三項」に、「前条第一項」を「同条第一項」に改める。

第九十条第七項を同条第十三項とし、同条第六項を同条第十二項とし、同条第五項の次に次の六項を加える。

6　第一項の規定に該当するみなし揮発油の移入をした同項に規定する場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該みなし揮発油につき、当該移出をした日の属する月分の揮発油税法第十条第一項の規定による申告書に当該みなし揮発油の移出に関する明細書を添付し、かつ、政令で定めるところにより、当該みなし揮発油が第一項に規定する規格を有するものであること及び当該みなし揮発油が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、第二項の規定にかかわらず、第一項の規定を適用する。

一　当該みなし揮発油を移出した者と当該みなし揮発油を当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所

二　前号の規定に該当するもののほか、当該揮発油の製造者が移出する当該みなし揮発油が継続して移入される場所で、当該製造者が、政令で定めるところにより、当該移出をする製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの

7　第四項において準用する揮発油税法第十四条第七項の場合において、同項に規定するみなし揮発油を継続して移入する場所であり、かつ、当該みなし揮発油を移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。

8　第六項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

9　税務署長は、第六項第二号又は第七項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

10　第六項第二号又は第七項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

11　第六項から前項までに定めるもののほか、第六項又は第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十条の二第一項中「手続」を「ところ」に改め、同条第四項中「第十四条の二第二項」を「第十四条の三第二項」に、「第十四条の二第七項」を「第十四条の三第七項」に改め、同条第五項中「前条第六項及び第七項」を「前条第十二項及び第十三項」に改める。

第九十条の三第一項中「手続」を「ところ」に改め、「納税地」の下に「（石油石炭税法第十五条第一項の規定による国税庁長官の承認を受けている場合には、当該承認を受けていないものとした場合の納税地。以下この節において同じ。）」を加え、「石油石炭税法」を「同法」に改める。

第九十条の三の四第一項中「及び石炭」の下に「（前条の規定の適用を受けたものを除く。）」を加える。

第九十条の十二第一項第四号イ(2)中「（昭和五十四年法律第四十九号）」を削り、「第八十条第一号イ」を「第百四十七条第一号イ」に、「第七十八条第一項」を「第百四十五条第一項」に改め、同条第四項中「第三項まで」の下に「若しくは第五項」を加える。

第九十条の十三中「平成三十年四月三十日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第九十条の十四第一項中「並びに衝突」を「、衝突」に、「を装備した」を「又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上の装置を装備した」に、「平成二十七年五月一日から平成三十年四月三十日」を「平成三十年五月一日から平成三十一年十月三十一日」に、「平成二十八年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「及び同条」を「、同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成二十七年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「及び同条」を「、同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上の基準に」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「専ら人の運送の用に供する自動車（財務省令で定めるものに限る。以下この条において「乗合自動車等」という。）」を「乗合自動車等」に、「及び同法」を「、同法」に、「保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの（以下この条において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」を「保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上の基準に」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　車両総重量が五トン以下の専ら人の運送の用に供する自動車（財務省令で定めるものに限る。以下この条において「乗合自動車等」という。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制